

広島県告示第五百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により次のとおり告示する。

令和六年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	公益社団法人 東広島市シル バー人材セン ター
住所又は事務 所の所在地	東広島市西条栄 町九番一八号
指定をした日	令和六年五月 一日
納付事務に係る歳 入等の内容	広島県立総合技術 研究所農業技術セ ンターにおける生 産物売払収入
歳入及び歳入歳出 外現金の納付の委 託を受けることが できる期間	令和六年四月一日～ 令和七年三月三十一日